(その1)



支報告書

令和 6 年 分 (令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) ながの	りたかひろをそだてるかい				正	为 治 団	体化	の区分			-	
1 政治団体の名称 永野	たかひろを育てる会	□政				党		政治資	金規正	E法第	18条の2	第
一 政 石 団 体 の 石 称 「 八 野 が	水野だがひで有しる云	□政	党	の	支	部		1項の	規 定	による	る政治団	体
		□政	治	資 슄	計 団	体		その	他(の政	治 団	体
2 主たる事務所 山形 の 所 在 地 山形	市花楯2-15-8							その他	也の政	治団	体の支	部
~の 所 在 地 世界	<u>шихиитель</u>											
		活動区域の区分										
3 代表者の氏名 永野	享寛	□ 2以上の都道府県の区域等 □ 同一の都道府県の区域内										
	小野 子見											
	永野 享寛	資金管理団体の指定の有無					国会議員関係政治団体の区分					
4 会 計 責 任 者 の 氏 名 永野		□有						政治資金	è規正法	第19条	の7第11	頁第
4 会 計 責 任 者 4 の 氏 名 ^{永野}								1号に	系る国会	会議員	関係政治国	∄体
		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 半					政治資金	è規正法	第19条	の7第11	頁第
		公職の	性知					2号に信	系る国会	会議員院	関係政治国	∄体
事務担当者の氏名		区 分 □現職 □候補者等				者等	□□公職の候補者					
		資金管理	甲団体				の		名			
永野 享寛		の届出をした					A) Title of 15 MeT					
			氏 名					職の種	類			
(電話) 090-6622-1106							区	•	分	現職	□候補者等	
•												
		資金管理団体の指定の期間				国会議	員関係政	女治団体	に関する			
								特例の	適用期間			
		令和	年	月	日7	から		令和	年	月	日から	
		令和	年	月	日記	まで		令和	年	月	日まで	

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	0
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	0
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人の	D負担する党費	又は会費	
金	額		0
員	数		0

(2) 寄附			
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備考
(ア)個人からの寄附		円 0	
(うち特定寄附)	(0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0	
(ウ)政治団体からの寄附		0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)		0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0	
イ 政党匿名寄附		0	
合計(ア+イ)		Ó	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	有	無	備考				
ア 土地							
イ建物		M					
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		Ø					
エ 取得の価額が100万円を超える動産		V					
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		M					
カー金銭信託		₩					
キー有価証券							
ク 出資による権利		M					
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		M					
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V					
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		M					
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		ĺ∇∕					

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 10 日

政治団体の名称

永野 たかひろを育てる会

会計責任者の氏名永野 享寛

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場 合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。